

広島県告示第八百四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成十九年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名		住所
氏名		
聴聞の日時	平成一九年八月九日（木） 午前一〇時三〇分から一一時	
聴聞の場所	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	
聴聞の事由	法第六十五条第二項の規定に該当する。	